第2章　救急医療

1　救急医療情報システム

2　在宅当番医制度

3　病院群輪番制度

4　休日歯科診療所

5　休日夜間こども診療所

6　看護学校運営費補助事業

1　救急医療情報システム

昭和５７年３月１日から県、県医師会及び県内市町村がそれぞれ出資し設立した財団法人「佐賀県救急医療財団」による救急医療情報システムの供用を開始した。その後、平成４年３月には、双方向性多機能端末の設置や情報のリアルタイム化などシステムの更新を行い、集信業務及び照会業務の充実を図ってきた。財団法人「佐賀県救急医療財団」は解散しており、救急医療情報システムの運営は平成19年度から佐賀県救急医療情報センター（佐賀県）で行われている。運営費については、国の負担金のほか、経費の一部を県内市町が負担している。

また、平成１４年度からインターネット等のメディアの拡充、平成２３年度からは多機能情報端末の全救急車への配備を行っている。

当該救急医療情報システム（「99さがネット」）は、医療機関、救急医療情報センター、各地区消防本部を相互に専用回線（オンライン）で結び、医療機関の応需可否状況、その他救急医療及び患者の搬送等に必要な医療情報を適確に提供するものである。また、同システムの正確な医療情報を活用した「医療機関情報検索機能」により、住民は医療機関や薬局を探すことができる。なお、当該検索機能は令和6年4月1日から、厚生労働省が提供する全国統一システムである「医療情報ネット」に移行し、更なるサービスの向上が図られている。

2　在宅当番医制度

昭和４０年１１月１日から、佐賀市医師会が自主的に日曜在宅医制度を取り入れ、内科３・外科１・婦人科１を一組として日曜日当番による診療を開始したのが、この制度の始まりである。その後、昭和５０年から日曜在宅医の案内を行うため、市衛生課にテレホンサービスを設け、事業の充実を図った。さらに平成３年１０月から、佐賀市医師会の自主的な社会活動として夜間救急在宅医当番制が開始された。

救急時の初期医療（プライマリ・ケア）は、初期症状の患者を診察し、将来重篤な疾病に移行するか否かの判断等、適切な処置を講じなければならない。そのため、救急医療体制の基盤となる一次救急医療体制（在宅当番医制）の整備は、極めて重要なものであり、昭和５２年度から国・県の補助制度が設けられたことに伴い定額助成を行い、現在は委託事業として実施している。

※１当番日につき、内科３・外科２医療機関の当番体制
（年末年始は眼科１、12月31日・1月2日は耳鼻科１を追加で実施）
※日曜・休日在宅医テレホンサービス案内　TEL　0952－30－0114
※平成１６年度から国・県補助金は廃止

・診療科目別内訳　（令和7（2025）年度）　（単位：人）

診療科目	①佐賀市民	②その他	合　計①＋②	割合（%）
内科・小児科	6,785	1,110	7,895	67.8
外科・整形外科・脳神経外科	2,417	746	3,163	27.1
その他	400	190	590	5.1
合計	9,602	2,046	11,648	100.0

・初診、再診別内訳　（令和7（2025）年度）　（単位：人）

初診・再診の別	診療科目		①佐賀市民	②その他	合　計①＋②
	初診患者	内科・小児科	6,222	1,000	7,222
		外科・整形外科・脳神経外科	2,090	678	2,768
		その他	281	141	422
		小計	8,593	1,819	10,412
	再診患者	内科・小児科	563	110	673
		外科・整形外科・脳神経外科	327	68	395
		その他	119	49	168
		小計	1,009	227	1,236
合計			9,602	2,046	11,648

３　病院群輪番制度

二次救急医療体制（病院群輪番制）は、昭和５４年度から佐賀市郡の広域圏で一次救急医療体制（在宅当番医制）の後方体制として、内科１・外科１を１組としてスタートし、現在は、佐賀市・多久市・小城市の３市で運営（内科１・外科１を１組）している。事業内容は、日曜休日及び年末年始に診療機関から転送される患者を参加病院が輪番で診療にあたる制度で、事務局を佐賀市に設置し、圏内市（２市）からの負担金の徴収、参加病院への補助金の交付等の事務を行っている。

（※注）

三次救急医療体制については、全県下を一つの圏域と考え、佐賀県医療センター好生館の館内に最重篤な救急患者の受入れ施設として救命救急センターが設置され、脳血管障害・心筋梗塞・頭部外傷等に対応できる高度医療機器の整備、機能の充実が図られている。

また、昭和６０年には佐賀大学医学部附属病院にも救急部が設けられ、平成１７年に救命救急センターとしての指定を受けている。

・診療科目別患者数〔令和7（2025）年度〕　（単位：人）

内　訳	内　　科	小児科	外科・整形外科 脳外科	産婦人科	その他	合　　計
入　院	138	13	176	17	28	372
外　来	2,005	2	1,179	26	32	3,244
合　計	2,143	15	1,355	43	60	3,616

・取扱患者の来院・方法別内訳〔令和7（2025）年度〕　（単位：人）

内　訳	初期救急医療施設からの転送			そ　の　他			合　計
	救急車	その他	小 計①	救急車	その他	小 計②	①＋②
入　院	5	4	9	151	129	280	289
外　来	21	66	87	120	3,120	3,240	3,327
合　計	26	70	96	271	3,249	3,520	3,616

４　休日歯科診療所

休日等における救急歯科診療体制の整備を行うため、佐賀市が開設者となり佐賀市歯科医師会館の一部を借用し、施設・医療機械等を整備後、昭和６１年８月３日に佐賀市休日救急歯科診療所を開設した。

平成１２年４月８日にほほえみ館東側（兵庫北）に「佐賀市休日急患センター」として歯科と小児科を開設し、平成１５年１月１２日に歯科診療所のみをほほえみ館内へ移設した。現在は県病院跡地（水ヶ江）に移設した「佐賀市休日等急患センター」内にて平成３０年４月１５日から歯科診療所を運営している。

管理運営については、平成１８年４月１日から佐賀市歯科医師会を指定管理者に指定している。

なお、当診療所は、佐賀市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町（４市１町）の広域的な救急歯科医療機関であることから、佐賀市、神埼地区及び小城・多久歯科医師会の全面的な協力のもと、三地区の歯科医師会会員の輪番制による診療体制をとっている。

（１）　休日歯科診療所の概要

名　　称	佐賀市休日歯科診療所
所　在　地	佐賀市水ヶ江一丁目１２番１１号
設　置　者	佐賀市
管 理 運 営	指定管理者　一般社団法人　佐賀市歯科医師会
設立年月日	昭和６１年８月３日
延 床 面 積	１００．１２㎡
診　療　日	日曜日・休日・１２月３１日～１月３日
診 療 時 間	午前９時３０分～午後４時
電 話 番 号	０９５２－２４－１４２６

（２）　休日歯科診療所の市町別患者数　　（単位：人）

年　　度	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７（2025）
診 療 日 数	69 日	71 日	71 日	71 日
佐　賀　市	528	584	598	563
多　久　市	12	17	22	28
小　城　市	73	71	82	86
神　埼　市	42	42	57	69
吉野ヶ里町	15	13	33	20
そ　の　他	105	105	133	89
合　　計	775	832	925	855

５　休日夜間こども診療所

休日の昼夜間における小児科の急病患者について初期救急医療を確保し、子育てに対する親の不安感、負担感の解消・軽減を図るため、平成１２年４月８日に「佐賀市休日急患センター」（休日こども診療所）を開設した。

開設当初は、「土曜日」及び「日曜・休日」の診療であったが、平成１７年９月１日から「平日夜間」（午後８時から午後１０時まで）の診療を開始しており、小児初期救急医療体制の充実並びに第二次・第三次救急医療体制との連携について強化を図っている。

平成１８年４月１日からは、佐賀市医師会を指定管理者に指定し、管理運営を任せている。

平成３０年４月９日に、ほほえみ館敷地内（兵庫北）から県病院跡地（水ヶ江）に移転した。

（１）　休日夜間こども診療所の概要

名　　称	佐賀市休日夜間こども診療所
所　在　地	佐賀市水ヶ江一丁目１２番１１号
設　置　者	佐賀市
管 理 運 営	指定管理者　一般社団法人　佐賀市医師会
設立年月日	平成１２年４月８日
延 床 面 積	４４４．０１㎡
診　療　日	年間３６５日
診 療 時 間	土　曜　日　：午後５時～午後１０時 日曜･休日・１２月３１日～１月３日：午前９時～午後１０時 平　　日　：午後８時～午後１０時
電 話 番 号	０９５２－２４－１４００

（２）　休日夜間こども診療所の市町別患者数

（単位：人）

年度 / 市町名	令和４（2022）			令和５（2023）			令和６（2024）			令和７（2025）		
	平日	土・日・休日	合計	平日	土・日・休日	合計	平日	土・日・休日	合計	平日	土・日・休日	合計
佐　賀　市	1,127	5,248	6,375	1,663	7,281	8,944	1,517	5,837	7,354	1,444	5,587	7,031
多　久　市	40	145	185	46	204	250	43	167	210	24	130	154
小　城　市	164	988	1,152	258	1,332	1,590	221	1,032	1,253	195	967	1,162
神　埼　市	107	434	541	137	591	728	133	552	685	135	464	599
吉野ヶ里町	39	177	216	50	260	310	39	183	222	34	156	190
その他県内	82	446	528	109	467	576	103	450	553	90	421	511
県　　外	46	272	318	60	425	485	62	417	479	77	313	390
合　　計	1,605	7,710	9,315	2,323	10,560	12,883	2,118	8,638	10,756	1,999	8,038	10,037

６　看護学校運営費補助事業

平成１８年の診療報酬改定により、新たな看護師の配置基準が設けられ、地域医療を担う看護師不足の問題が生じていたことから、平成２０年度から看護学生の経済的負担の軽減と、看護教育の充実を図り、看護師及び准看護師の養成を行うため、佐賀市医師会立看護専門学校に対し運営費の一部を助成している。

この補助事業は、佐賀中部保健医療圏の４市１町（佐賀市・多久市・小城市・神埼市・吉野ヶ里町）で取り組み、補助金に関する事務を佐賀市で行っている。

（１）補助金額〔令和７（2025）年度〕

補助金総額	うち佐賀市負担分
13,507,000円	10,798,223円

（２）佐賀市医師会立看護専門学校生徒数（令和８年３月末現在）

（単位：人）

課程	生徒定員				生徒数			
	１年	２年	３年	計	１年	２年	３年	計
看護専門課程（看護科）	40	80	80	200	38	35	51	124
看護高等課程（准看護科）	80	80		160	36	56		92
合計	120	160	80	360	74	91	51	216

（３）卒業生の進路状況〔令和７（2025）年度〕(単位：人)

区分		専門課程	高等課程	計
看護職としての就職先	佐賀市	20	33	53
	多久市	0	0	0
	小城市	2	3	5
	神埼市	0	1	1
	吉野ヶ里町	2	0	2
	その他県内	2	0	2
	県外	16	0	16
	小計	42	37	79
進学		1	10	11
その他（未就職等）		8	9	17
合計		51	56	107